

第 6 回

北 広 島 市 安 全 で 安 心 な ま ち づ く り を 考 え る 市 民 会 議

と き：平成20年9月8日(月)14:00~

と ころ：北広島市役所 本庁舎2階応接会議室

会議次第

- 1 開 会
- 2 パブリックコメントに寄せられた意見と
それに対する市の考え方
- 3 その他
- 4 閉 会

パブリックコメントに寄せられた意見とそれに対する市の考え方

募集期間： 8月1日～8月31日

提出者： 3名

	意見の概要	市の考え方
1	<p>条例名について</p> <p>私たち一般市民からすると、安全という表現ですが条例の趣旨を理解すると、この条例は、防犯に特化した条例であると理解できますが、安全に意識が持っていかれると誤解してしまうのではないかと思います。市民が単純に条例名の安全だけで解釈して誤解されないために条例名を再度検討していただけないでしょうか。</p>	<p>この条例は防犯に特化したものですが、ご意見のとおり、条例名の安全・安心という表現からは、「防犯」を始めとして「食」や「環境」等、幅広く解釈され誤解を招くことが考えられますので、次のように名称を見直すこととします。</p> <p>「北広島市<u>犯罪のない</u>安全で安心なまちづくり条例」に変更いたします。 (下線部を追加)</p>
2	<p>第2条 定義について</p> <p>市民の定義には、ボランティア活動など市内において活動する他地域の人を対象としていませんが、そのような人々も市民として定義したほうが良いのではないかと。</p> <p>第4条 市の責務について(第11条に関連して)</p> <p>市民との協働、協力姿勢をより明確にするため、「施策を策定し～」を「市民と共に施策を策定し～」としたほうが良い、</p> <p>また、2項の最後の部分は「～積極的に 行なうものとする」と強調して いただきたい。</p> <p>第11条は、市の責務であり第4条 において定めるべき。</p>	<p>ご意見を踏まえ、市民の定義に市内で活動するものを加えることとします。</p> <p>市民との協働につきましては、第2条第1項の「安全で安心なまちづくり」の定義の中に含まれておりますので、第4条にはあえて明記しておりませんが、この条例は理念条例であり、だれもが分かりやすいことを基本と考えておりますので、「市民等と協働して」という文言を加えることとします。</p> <p>第4条第2項に「市は、～中略～積極的に 行なうものとする。」と強調して いただきたいとの意見ですが、第4条は市の果たすべき責務を定めた ものですので、当然市は安全で安心 なまちづくりに取り組むものであり ますので、あえて「積極的」という 文言は入れておりません。</p> <p>第11条は市の責務ではありますが、 地域安全活動に対する支援につ</p>

	<p>第 5 条 市民の責務について(第 6、7 条に関連して)</p> <p>「責務」とするのが適当か疑問です。「役割」としたほうが良いのではないかと感じました。「役割」のほうが柔らかなイメージがあり、市は「責務」、市民は「役割」と言ったイメージを持っています。</p> <p>第 5、6、7 条の各 2 項に、まったく同じ表現があります。「～市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。」今回最も気になった点です。この表現からすると、市が行なうことには従えとも取れるのではないかと感じました。強制するものでない事はわかりますが、ただ安全・安心と言う誰もが願う大義名分だからこそ、非協力ではいけない、あるいは反対意見を言いにくくなるものです。参加しない権利とでも言ったものも尊重しなければならないのではないかと考えます。安全・安心のためだからと言って市の施策すべてに、賛成し協力するように努力しなければならないのか疑問です。この条例をもとに市が極端な(市民の生活、自由を制限するような)施策を実施した場合の事も考えなくてはなりません。(そのようなことは考えにくいのですが。)以上のような理由から、この表現は削除する(各 1 項で十分に表現されているとも考えます)あるいは表現を変える必要があると考えます。</p> <p>第 8 条について</p> <p>推進会議に市民委員(推薦あるいは公募による)を加えていただきたい。各団体や役職にとらわれない一市民としての意見をここに反映させる事が大切と思います。</p>	<p>いては特に重要であるとの考えから、あえて別条としたものです。</p> <p>「責務」と「役割」について、市として「安全で安心なまちづくり」の果たすべき責務を定め、「責務」という表現で条例中を統一しておりますが、ご意見のとおり「責務」という表現は、責任を伴うような重いイメージに受け取られ、「役割」はそれに比べ柔らかなイメージがありますので、第 4 条の市は「責務」、第 5・6・7 条の見出しにつきましては「責務」から「役割」に見直すこととします。</p> <p>第 5・6・7 条につきましては、それぞれが果たすべき目標的役割を定めたものであり、市の行う施策すべてに協力を強制したり、市の行うことに従えということでは決してありません。</p> <p>また、この条例を基に市の施策に対しての不参加や反対することに対して制限するものではありません。</p> <p>推進会議につきましては、今後この条例が施行され推進体制の整備する段階で、今回のご意見を踏まえながら検討させて頂きたいと考えております。</p>
<p>その他</p>	<p>市民が市内で人に出会ったら「あいさつ」をする、声をかける。そうすることにより、市民全員が見守り隊になる。</p>	<p>直接条例には関わりませんが、今後の「安全で安心なまちづくり」の参考意見とさせていただきます。</p>